住宅防音工事の申請手続き等について
（パンフレット）

那覇市　まちなみ共創部　建築工事課

もくじ

1. 住宅防音工事とは 2

2. 補助を申請する場合の注意 17

3. 申請手続きの流れ、提出書類一覧 18

4. 補助限度額及び自己負担額について 27

5. 設計監理業者及び工事請負業者の選定 29

6. 住宅防音工事実施スケジュール 30

2026年（令和8年）9月作成

住宅防音工事の相談・受付窓口
那覇市役所　まちなみ共創部　建築工事課（本庁舎8階）
電話：098-951-3227
FAX：098-951-3228
〒900-8585　那覇市泉崎1丁目1番1号

1. 住宅防音工事とは

住宅防音工事とは、「航空機騒音防止法」に基づき、騒音対策区域（第一種区域）の指定日現在、所在する住宅の全部又は一部の室における航空機の騒音の軽減及び当該室内の有効な空気調和の確保を目的として、防音サッシの取付、換気設備や冷暖房設備を設置する工事で、当該住宅の所有者等が防音工事を行う場合、当該工事に必要な経費の全部又は一部が補助されます。

■遮音計画（平成27年５月１日付で新たに指定された騒音対策区域）

騒音の程度 (時間帯補正等価騒音レベル(Lden))	計画遮音量
62デシベル以上66デシベル未満の第1種区域	20デシベル以上

※Ｌｄｅｎ（エルデン）とは、1日当たりの騒音の影響度を表す単位で、航空機騒音に係る環境基準の評価指標です。

※計画遮音量は、防音工事によって20デシベル以上遮音できることを見込んでいます。

■対象工事（木造、RC造共）

施工部位/機器類	施工内容
外部開口部(遮音区画となる部分)	・アルミニウム合金製建具 ・樹脂製建具
換気設備	・有効な換気装置の設置 ・調理室を併用した居室の場合、レンジ用換気装置及び有効な給気口設備取付
冷暖房設備	・住宅用セパレート型空気熱源ヒートポンプ式エアコンディショナの設置
その他	・その他上記防音工事に伴い必要な工事

■防音工事対象室

「防音工事対象室」とは、外部建具工事・換気設備工事・冷暖房設備工事を実施する事が可能な部屋のことです。
はじめに申請者の皆様には、ご自宅のどの部屋が「防音工事対象室」であるかをご確認していただきます。下記の内容を参考にご確認ください。

○「防音工事対象室」となる部屋
- 和室や洋室などの居室
- 調理室を併用した居室
  (食事室兼調理室など)
- 区画されていない玄関
  (玄関と居室の間に隔壁がない場合)

×「防音工事対象室」とならない部屋
- 専用調理室
- 区画された玄関、廊下、浴室、便所等
- 外部に面さない居室

(例)



■防音工事対象室数等

防音工事対象室数等は、居住人数に応じて下記の表で掲げる室数以内となります。
(居住人数とは1世帯あたりの住民票謄本に記載のある人数になります)

居住人数	1人	2人	3人	4人以上
防音工事対象室数	2室	3室	4室	5室
外部建具工事	2室	3室	4室	5室
換気設備工事	2室	3室	4室	5室
冷暖房設備工事	1室	2室		

(1)外部建具工事

■目的

遮音区画となる部分の外部建具について、所要の性能(遮音性能T-1(25等級線))を確保するため。

■標準仕様

【建具工事】（木造、鉄筋コンクリート造共通）

項目	仕様
設置建具及び条件	[設計基準・標準仕様] ・外部用アルミニウム合金製サッシ(ＪＩＳA4706) ・外部用アルミニウム合金製ドア(ＪＩＳA4702) ・樹脂製サッシ（内窓サッシ） [条件] ・遮音性能T-1の建具を設置してください。 遮音性能T-2の建具設置は原則認められません。 但し、遮音性能以外の要因により、結果的にT-2以上の製品となる場合については、その限りではありません。 使用にあたっては事前にお問合せください。
材料	・押出形材ＪＩＳ H4100、板材ＪＩＳ H4000
遮音性	・T-1(25等級線)を満足すること
耐風圧性 気密性 水密性	・建物の構造、高さ、地域その他の状況により必要とされる水準及び既存建具が備えている水準を確保できるものとする。

【ガラス工事】（木造、鉄筋コンクリート造共通）

＜外部用サッシ＞

項目	仕様
フロート板ガラス	5.0mm
型板ガラス	6.0mm
網入りガラス	6.8mm

＜内部用サッシ（内窓サッシ）＞

項目	仕様
フロート板ガラス	3.0mm
型板ガラス	4.0mm

■外部建具工事の実施条件

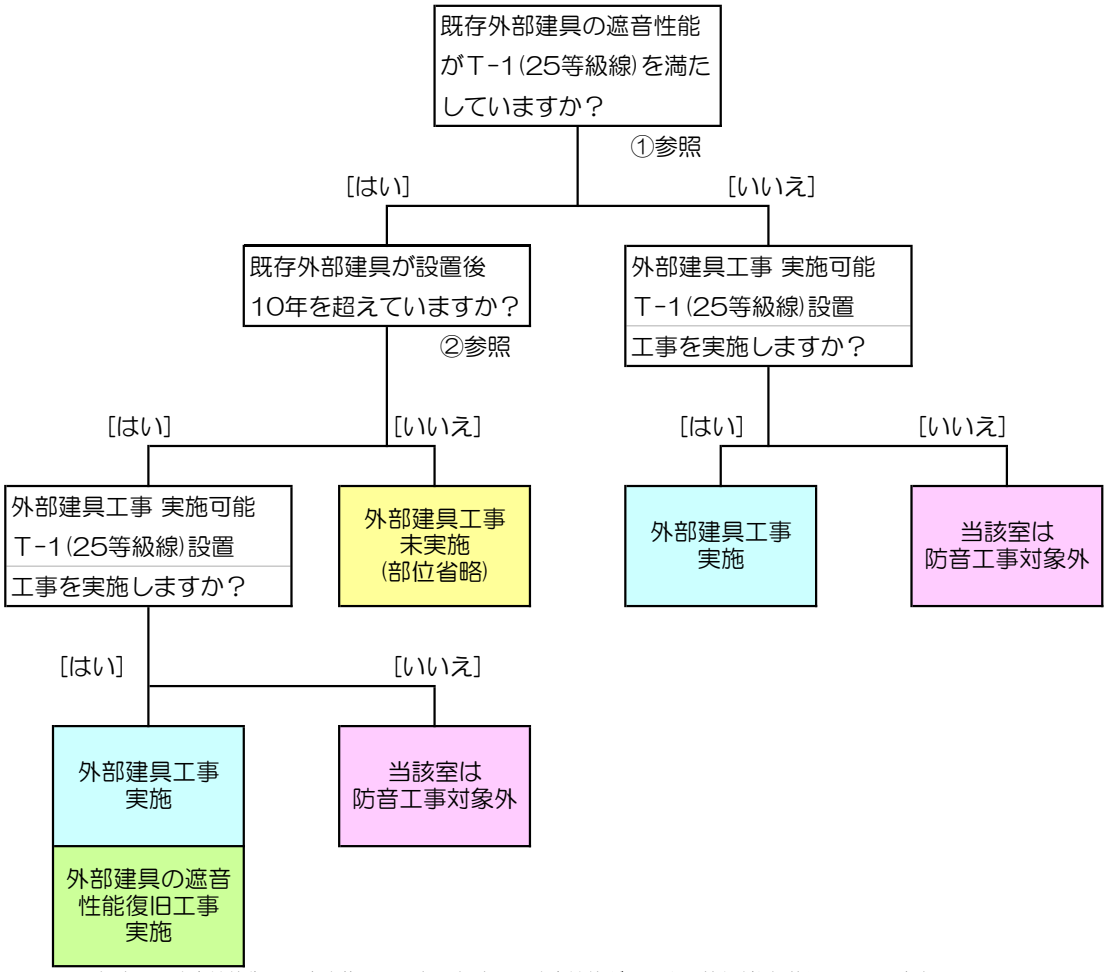
「防音工事対象室」の既存外部建具の性能や状態等によって、外部建具工事が実施可能であるか否かが決まります。

また、申請者の皆様が外部建具工事を希望するかしないかによっても当該室が「防音工事対象室」であるか否かが決まります。

その為、次の工事判断フローにて申請者の皆様がどの色の項目に当てはまるのかをご確認ください。

(1)外部建具工事

【工事判断フロー】



※外部建具の遮音性能復旧工事実施は、既存外部建具の遮音性能がT-1(25等級線)を満たしている事を証明出来る場合に限る。

[工事判断フローの内容説明]

(共通事項)

外部建具工事判断フローの項目において、現在の仕様(現状設置している外部建具)の確認が必要となります。

その為、現在の仕様を証明する事が出来る写真等が必要になります。

(①参照)

既存外部建具の遮音性能がT-1(25等級線)を満たしているか否かの確認例

・建物を建築した際の完成図面(既存外部建具の性能がわかるもの)

・既存外部建具に記載のシール(型式・品番など)から性能を確認する　など

※確認できない場合は、[はい]に進んでください。

(②参照)

既存外部建具が設置後10年を超えているか否かの確認例

・既存外部建具に記載の製造年シール

・固定資産証明書等(建築年月日がわかるもの)　など

(1)外部建具工事

［工事判断フローの結果］
工事判断フローにより該当した項目の結果は次のとおりです。

外部建具工事実施　に該当した場合
当該室は「防音工事対象室」となり、外部建具工事を実施します。
よって、次の(2)換気設備工事 の項目をご確認ください。

外部建具の遮音性能復旧工事実施　に該当した場合
当該室は「防音工事対象室」となり、既存外部建具は残した状態で
建具周りの老朽化したコーキング等を修復するなどの遮音性能を
復旧する工事を実施します。
よって、次の(2)換気設備工事 の項目をご確認ください。

外部建具工事未実施(部位省略)　に該当した場合
既存外部建具は、当事業における必要な遮音性能を満たしている為
外部建具工事は未実施となります。
但し、設置後２年以上経過している事かつ補修が必要な状態の場合は、
既存外部建具は残した状態で建具周りの老朽化したコーキング等を
修復するなどの遮音性能を復旧する工事を実施出来ます。
なお、この場合当該室は「防音工事対象室」となりますので
次の(2)換気設備工事 の項目をご確認ください。

当該室は防音工事対象外　に該当した場合
既存外部建具が当事業における必要な遮音性能を満たしていない
状態となります。
よって、当該室は防音工事対象外となります。
(当該室は防音工事対象外となる為、その他の工事も一切出来ません)

(1)外部建具工事

■工法の紹介

防音サッシに取り替える為の工法について紹介します。

工法	①内窓工法（インナーサッシ）	②リサッシ工法（窓パネル交換）
概要	窓を１枚室内側に増設し、二重サッシ化する工法	既存の窓枠をそのままに、窓パネルのみを交換する工法
メリット	・工事期間が短い(1～2日程度) ※発注期間を除く ・施工中の騒音が少ない ・施工中の粉じんが少ない ・室内外の仕上げ補修が不要 ・開口面積が変わらない ・外部足場が不要 ・既存窓枠が健全である必要なし ・断熱性能が向上する	・工事期間が短い(1～2日程度) ※発注期間を除く ・施工中の騒音が少ない ・施工中の粉じんが少ない ・室内外の仕上げ補修が不要 ・開口面積が変わらない ・外部足場が不要
デメリット	・二重サッシの為、出入りの際２度扉を開閉することになる ・和室には不向き	・既存窓枠が健全である場合に限られる ・取付後10年以上の窓パネルは在庫がない場合がある
経済性	・工事費が比較的安く、自己負担が発生する可能性ほぼなし	・工事費が比較的安く、自己負担が発生する可能性が低い
工法実施条件	・特になし	・特になし
工法	**③カバー工法**	**④はつり工法**
概要	壁を壊さずに既存の窓枠を残し、内側に新しい窓枠を取り付ける工法	既存の窓枠周りのモルタルをはつり壊し、新しい窓枠を溶接して取り付ける工法
メリット	・工事期間が短い(1～2日程度) ※発注期間を除く ・施工中の騒音が少ない ・施工中の粉じんが少ない ・室内外の仕上げ補修が不要	・開口面積が変わらない ・既存窓枠が健全である必要なし
デメリット	・開口面積が多少狭くなる ・既存窓枠が健全である場合に限られる ・外部足場が必要な場合がある ・事前に設置後の見た目を考慮する必要がある	・工事期間が他工法より長い ・施工中の騒音が大きい ・施工中の粉じん養生が必要 ・室内外の仕上げ補修が必要 ・外部足場が必要な場合がある
経済性	・工事費が高くなり、自己負担が発生する可能性が高い	・工事費が高くなり、自己負担が発生する可能性が高い
工法実施条件	・建物の高さやサッシの耐風圧性能等により制限あり	・特になし

⑵換気設備工事

■目的

防音工事で締め切った室内環境の保持のため(必要な換気確保)

■標準仕様

【居室用換気装置】（木造、鉄筋コンクリート造共通）

項目	仕様
設置機器及び条件	[設計基準・標準仕様] ・非熱交換型の強制同時給排気装置 壁型(埋込型、壁掛型)　天井型 [条件] ・各メーカーにおける標準品を基準とします。 ・[設計基準・標準仕様]の範囲で、多機能な換気装置を設置する事は出来ます。 但し、多機能な換気装置の工事金額と[設計基準・標準仕様]の査定金額の差額は、自己負担となります。 また、その付帯工事の差額も自己負担となります。 ・熱交換型の換気装置を設置する事は出来ます。 但し、熱交換型の工事金額と[設計基準・標準仕様]の査定金額の差額は、自己負担となります。 また、その付帯工事の差額等も自己負担となります。
性能	ＪＩＳC9603換気扇に基づく
風量	25m3/hr以上
騒音	45デシベル以下
電源	単相100V

【レンジ用換気装置】（木造、鉄筋コンクリート造共通）

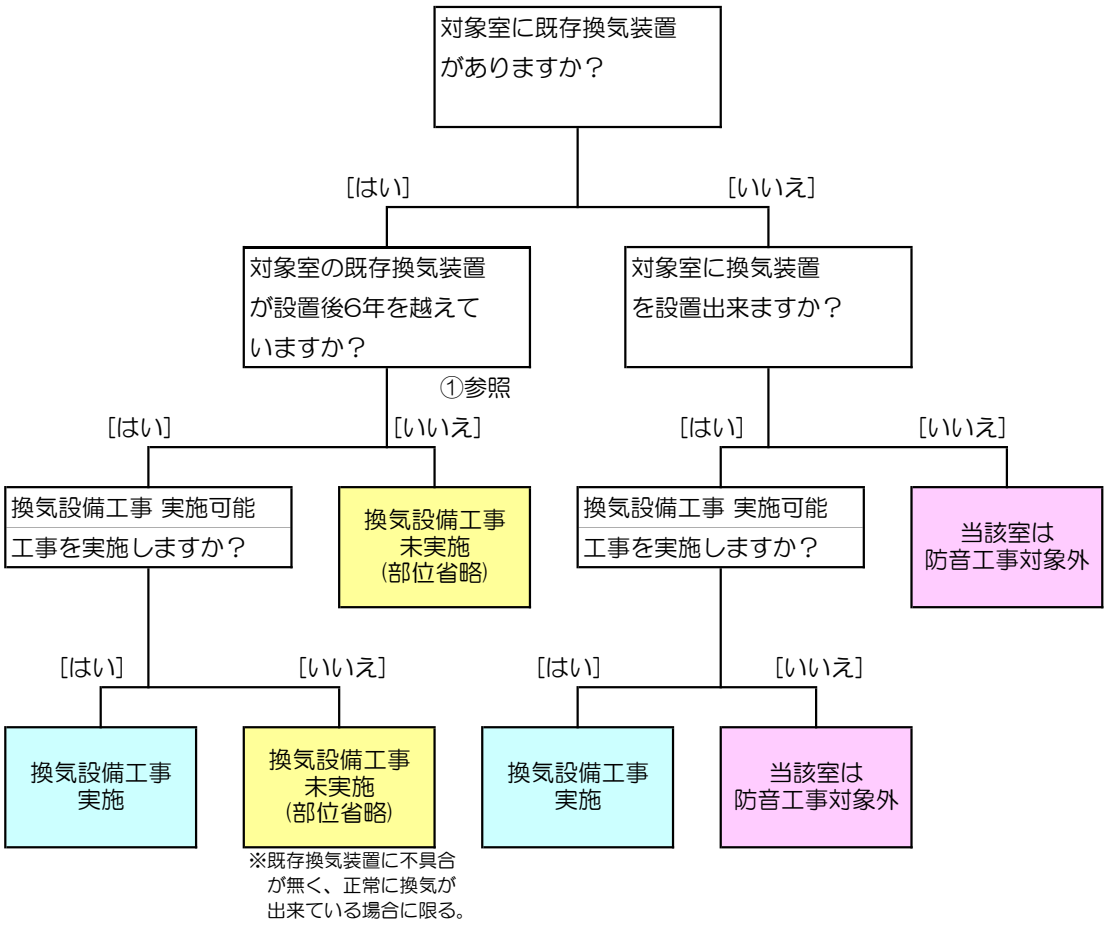
項目	仕様
設置機器及び条件	[設計基準・標準仕様] ・浅形 強制排気型 ・深形 熱交換型強制給排気型 ・深形 自然給気強制排気型 ・プロペラ形換気扇 [条件] ・各メーカーにおける標準品を基準とします。 ・[設計基準・標準仕様]の範囲で、多機能なレンジ用換気装置を設置する事は出来ます。 但し、多機能なレンジ用換気装置の工事金額と[設計基準・標準仕様]の査定金額の差額は、自己負担となります。 また、その付帯工事の差額等も自己負担となります。
性能	ＪＩＳC9603換気扇に基づく
風量	550m3/hr以上
電源	単相100V
風量切換	2段以上
運転方式	手動

⑵換気設備工事

■換気設備工事の実施条件

「防音工事対象室」の既存換気設備の性能や状態等によって、換気設備工事が実施可能であるか否かが決まります。
また、申請者の皆様が換気設備工事を希望するかしないかによっても当該室が「防音工事対象室」であるか否かが決まります。
その為、次の工事判断フローにて申請者の皆様がどの色の項目に当てはまるのかをご確認ください。
なお、木造と鉄筋コンクリート造によって工事判断フローが異なります。

【工事判断フロー(木造の場合)】



⑵換気設備工事

[工事判断フロー(木造の場合)の内容説明]

(共通事項1)

各世帯で既存の換気計画が異なる為、現在の換気計画を確認して改修後の換気計画を検討する必要があります。

その為、設計監理業者にご相談のうえ、換気計画を検討してください。

(共通事項2)

換気設備工事判断フローの項目において、現在の仕様(現状設置している換気装置)の確認が必要となります。

その為、現在の仕様を証明する事が出来る写真等が必要になります。

(①参照)

対象室の既存換気装置が設置後6年を越えているか否かの確認例

- 既存換気装置に記載の製造年シール。
- 既存換気装置の型式から製造年の調査を行う。
  調査した結果、製造年不明な場合は申請者への聞き取りを行う。
  なお、上記調査結果の写真、資料等はご提出ください。

[工事判断フロー(木造の場合)の結果]

工事判断フローにより該当した項目の結果は次のとおりです。

換気設備工事実施　に該当した場合

当該室は「防音工事対象室」となり、換気設備工事を実施します。
よって、次の 3.冷暖房設備工事 の項目をご確認ください。

換気設備工事未実施(部位省略)　に該当した場合

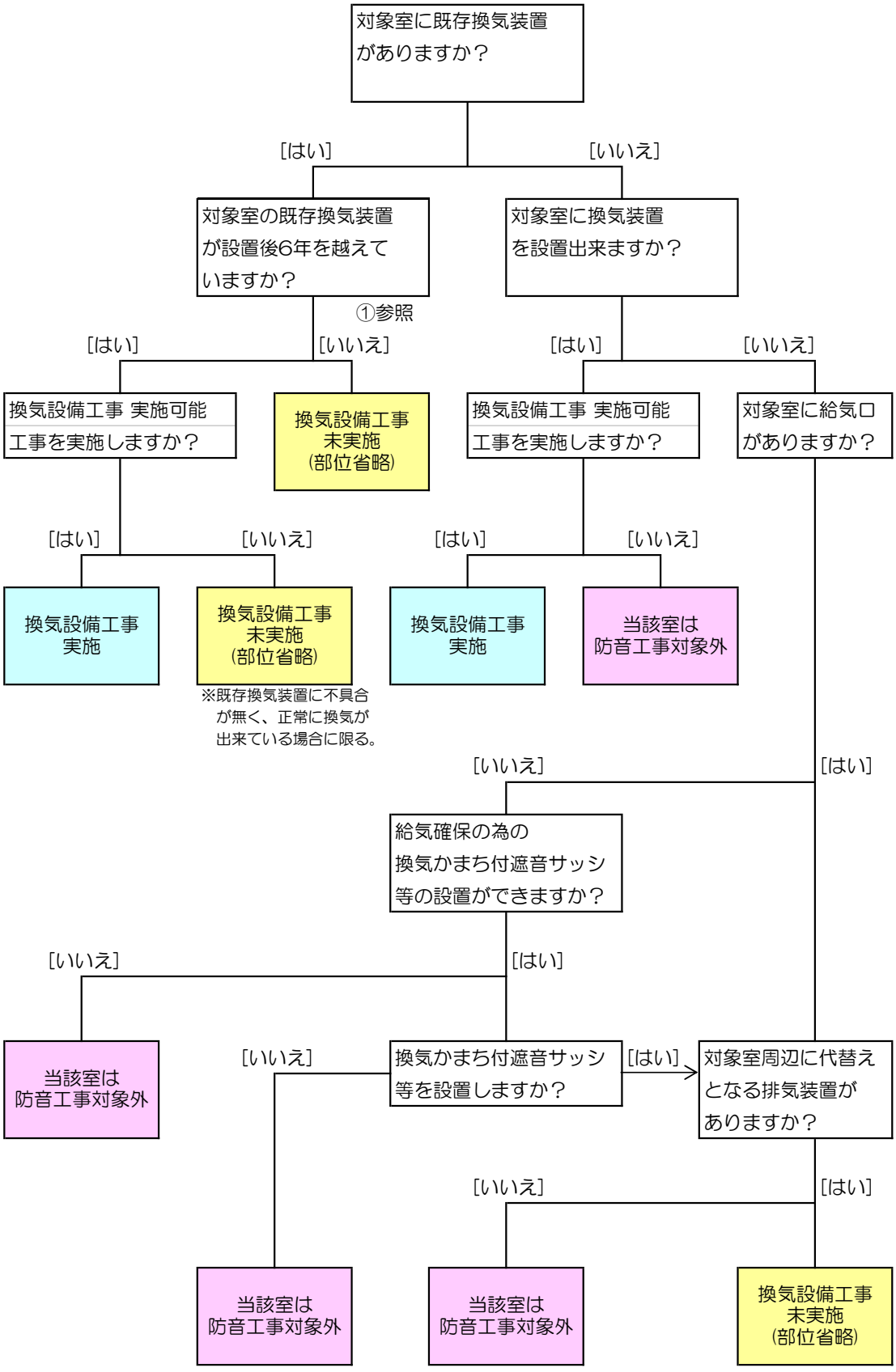
既存換気設備は、当事業における必要な換気性能を満たしている為
換気設備工事は未実施となります。
但し、この場合当該室は「防音工事対象室」となりますので
次の⑶冷暖房設備工事 の項目をご確認ください。

当該室は防音工事対象外　に該当した場合

この状態では、当事業における必要な換気基準を満たしていない状態となります。
よって、当該室は防音工事対象外となります。
(当該室は防音工事対象外となる為、その他の工事も一切出来ません)
※外部建具工事判断フローの結果にて「防音工事対象室」と判断された場合も、当該室が防音工事対象外となる為、外部建具工事が実施出来なくなります。

⑵換気設備工事

【工事判断フロー(鉄筋コンクリート造の場合)】



⑵換気設備工事

[工事判断フロー(鉄筋コンクリート造の場合)の内容説明]

(共通事項1)

各世帯で既存の換気計画が異なる為、現在の換気計画を確認して改修後の換気計画を検討する必要があります。

その為、設計監理業者にご相談のうえ、換気計画を検討してください。

(共通事項2)

換気設備工事判断フローの項目において、現在の仕様(現状設置している換気装置)の確認が必要となります。

その為、現在の仕様を証明する事が出来る写真等が必要になります。

(①参照)

対象室の既存換気装置が設置後6年を越えているか否かの確認例

- 既存換気装置に記載の製造年シール。
- 既存換気装置の型式から製造年の調査を行う。
  調査した結果、製造年不明な場合は申請者への聞き取りを行う。
  なお、上記調査結果の写真、資料等はご提出ください。

[工事判断フロー(鉄筋コンクリート造の場合)の結果]

工事判断フローにより該当した項目の結果は次のとおりです。

換気設備工事実施　に該当した場合

当該室は「防音工事対象室」となり、換気設備工事を実施します。
よって、次の⑶冷暖房設備工事 の項目をご確認ください。

換気設備工事未実施(部位省略)　に該当した場合

既存換気設備は、当事業における必要な換気性能を満たしている為
換気設備工事は未実施となります。
(換気かまち付遮音サッシ等の設置を経由した場合は、設置することが条件になります)
但し、この場合当該室は「防音工事対象室」となりますので
次の⑶冷暖房設備工事 の項目をご確認ください。

当該室は防音工事対象外　に該当した場合

この状態では、当事業における必要な換気基準を満たしていない状態となります。
よって、当該室は防音工事対象外となります。
(当該室は防音工事対象外となる為、その他の工事も一切出来ません)
※外部建具工事判断フローの結果にて「防音工事対象室」と判断された場合も、当該室が防音工事対象外となる為、外部建具工事が実施出来なくなります。

⑶冷暖房設備工事

■目的

気密状態となる防音区画の部屋において、室内環境を保持するため

■標準仕様

【冷暖房機器】（木造、鉄筋コンクリート造共通）

項目	仕様
設置機器及び条件	[設計基準・標準仕様] ・住宅用セパレート型空気熱源ヒートポンプ式 エアコンディショナの1対1方式 [条件] ・各メーカーにおける標準品を基準とします。 ・室の床面積に適した能力の冷暖房機器を基準とします。 なお、上記内容の詳細については 「■冷暖房機器の能力について」をご覧ください。 ・[設計基準・標準仕様]の範囲で、多機能な冷暖房機器を設置する事は出来ます。 但し、多機能な冷暖房機器の工事金額と[設計基準・標準仕様]の査定金額の差額は、自己負担となります。 また、その付帯工事の差額等も自己負担となります。
性能	・冷房：ＪＩＳC9612 ・暖房：ＪＩＳＳ2031、ＪＩＳＳ2122
検査及び試験の基準	・日本工業規格(ＪＩＳ)または 空気調和・衛生工学会規格(ＳＨＡＳＥ－Ｓ)
設計温度	・夏季：外気の最高温度との差5℃以上 ・冬季：外気の最高温度との差20℃以上
省エネ基準	・2010年度省エネ基準を達成

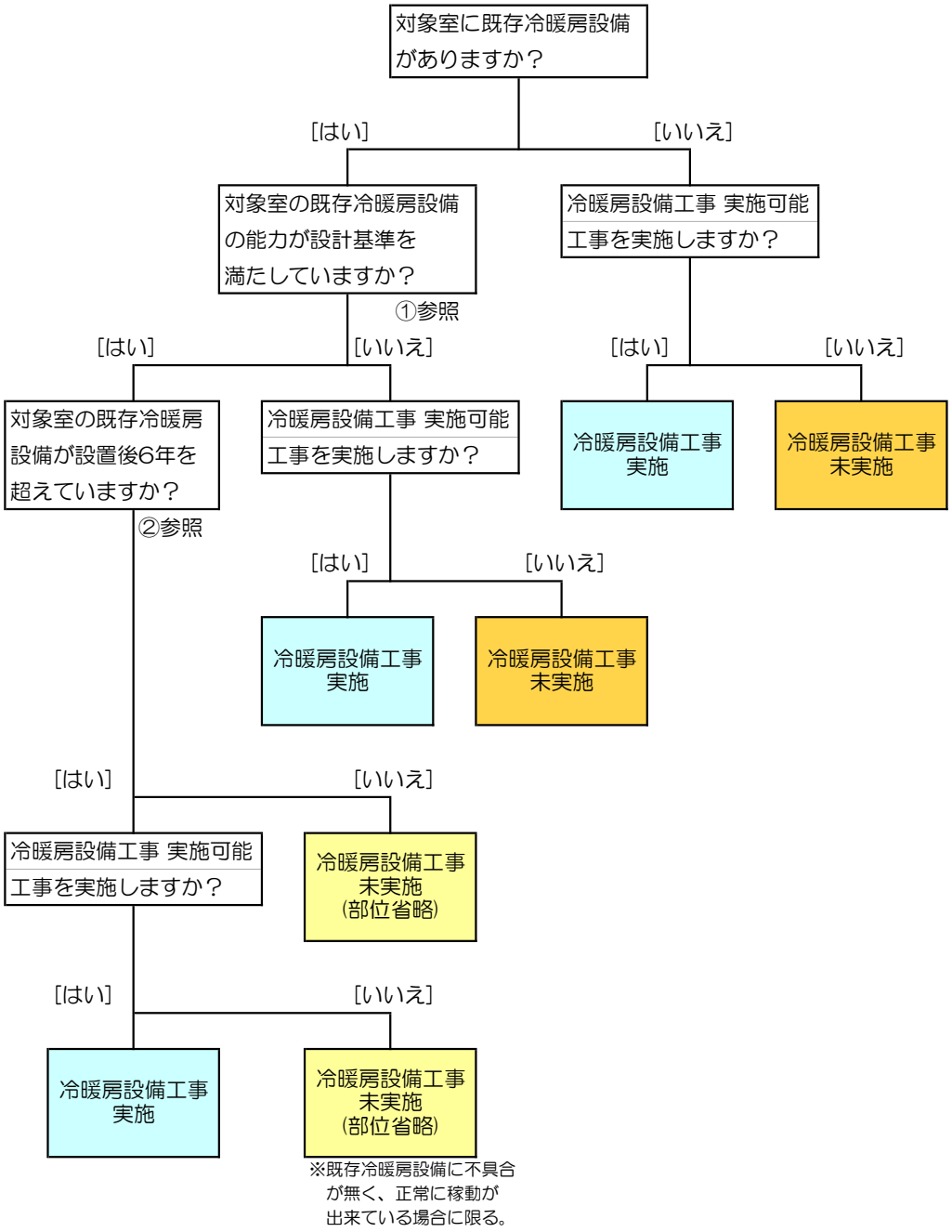
■冷暖房設備工事の実施条件

外部建具工事及び換気設備工事の工事判断フローの結果において、
当該室が「防音工事対象室」である場合、冷暖房設備工事が可能となります。

「防音工事対象室」の既存冷暖房設備の能力や状態等によって、冷暖房設備工事が実施可能であるか否かが決まります。
また、申請者の皆様が冷暖房設備工事を希望するかしないかによっても
当該室の冷暖房設備工事を実施するか否かが決まります。
その為、次の工事判断フローにて申請者の皆様がどの色の項目に当てはまるのかをご確認ください。

⑶冷暖房設備工事

【工事判断フロー】



⑶冷暖房設備工事

［工事判断フローの内容説明］

(共通事項)

冷暖房設備工事判断フローの項目において、現在の仕様(現状設置している冷暖房機器)の確認が必要となります。

その為、現在の仕様を証明する事が出来る写真等が必要になります。

(①参照)

設計基準とは、「エネルギー使用の合理化に関する法律」（省エネ法）により定められた2010年度省エネ基準の達成を意味しています。

対象室の既存冷暖房設備の能力が設計基準を満たしているか否かの確認例

・既存冷暖房設備に記載のシール(型式・品番など)から確認する　など

(②参照)

対象室の既存冷暖房設備が設置後6年を越えているか否かの確認例

・既存冷暖房設備に記載の製造年シール。

・既存冷暖房機の型式から製造年の調査を行う。
調査した結果、製造年不明な場合は申請者への聞き取りを行う。
なお、上記調査結果の写真、資料等はご提出ください。

［工事判断フローの結果］

工事判断フローにより該当した項目の結果は次のとおりです。

冷暖房設備工事実施　に該当した場合
当該室は「防音工事対象室」となり、冷暖房設備工事を実施します。

冷暖房設備工事未実施(部位省略)　に該当した場合
既存冷暖房設備は、当事業における必要な能力や基準を満たしている為、冷暖房設備工事は未実施となります。
但し、この場合当該室は「防音工事対象室」となります。

冷暖房設備工事未実施　に該当した場合
申請者都合等により冷暖房設備工事を実施しません。
但し、当該室は「防音工事対象室」として扱われる為、外部建具工事及び換気設備工事は実施出来ます。

⑶冷暖房設備工事

■冷暖房機器の能力について

下記の表は、冷暖房機器の能力ごとの限界空調面積を記載しています。

	木造 住宅適用限界空調面積（m2）				鉄筋コンクリート造 住宅適用限界空調面積（m2）			
能力区分	HC-1	HC-2	HC-3	HC-4	HC-1	HC-2	HC-3	HC-4
機器能力 (kw)	2.2	2.5	2.8	3.6	2.2	2.5	2.8	3.6
目安	6畳	8畳	10畳	12畳	6畳	8畳	10畳	12畳
那覇地区	13.27	17.42	20.60	24.83	14.43	18.47	21.85	26.35

下記の例を参考に、室の床面積に適した能力の冷暖房機器を選定してください。

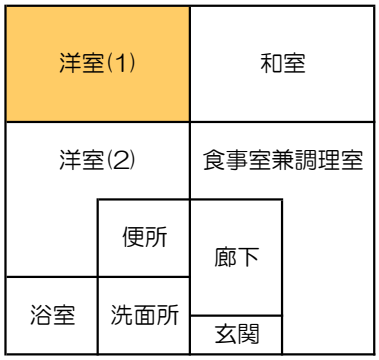
［例1］建物構造が木造で、洋室(1)の床面積が10m2の場合

洋室(1)の床面積と上記表の木造 住宅適用限界空調面積を比較します。
洋室(1)の床面積：10m2＜木造 住宅適用限界空調面積：13.27m2
である事から、洋室(1)の部屋の大きさに適した冷暖房機器は、
機器能力2.2kwの冷暖房機器となります。
よって、**機器能力2.2kwの冷暖房機器が補助対象の基準**となります。

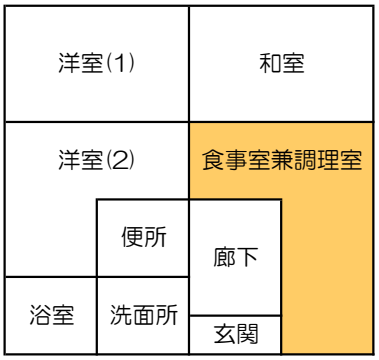
［例2］建物構造が鉄筋コンクリート造で、食事室兼調理室の床面積が20m2の場合

食事室兼調理室の床面積と上記表の鉄筋コンクリート造 住宅適用限界空調面積を比較します。
食事室兼調理室の床面積＜鉄筋コンクリート造 住宅適用限界空調面積
20m2 21.85m2
である事から、食事室兼調理室の部屋の大きさに適した冷暖房機器は、
機器能力2.8kwの冷暖房機器となります。
よって、**機器能力2.8kwの冷暖房機器が補助対象の基準**となります。

［例1］



［例2］



2.　補助を申請する場合の　注意

■工事の補助申請は、先着順となりますが、12月末に工事完了及び工事実績書類の提出が見込めるものを受付いたします。
事前相談等で判断させていただきます。

■希望者が多い場合は予算等に限りがあるため、次年度以降の工事、補助申請になる場合があります。

■設計監理業者により実施していただく「設計書等」の作成、提出業務に対する補助金は、工事が適切に完了したと認められた場合に限り、支払われることをご了承ください。

■工事を途中で中止する場合、それまでに要した設計監理費や工事費などの費用は、申請者の負担となりますので、十分にご注意ください。
（工事が適切に完了したと認められた場合に限り、設計監理費及び工事費の補助金が一括で支払われます）

■補助事業の性格上、原則、申込から工事完了及び請求書の提出までの手続きを2月末までに完了する者にのみ補助する規定になっていることから、遅れた場合、それまでに要した設計監理費や工事費などの費用は、申請者の負担となる場合がありますので、十分にご注意ください。
また、工事に着手した後、工期が12月31日を越えると見込まれる場合、出来高や進捗状況などを記載した遂行状況報告書を事前に提出していただく事があります。
お早めにご相談ください。

■工事の補助は、例年実施されておりますが、増設滑走路供用開始後の適切な時期に騒音実態調査を行ったうえで対象区域の見直しを検討する可能性があり、その結果によっては騒音対策区域が縮小され、補助事業が終了となる場合があります。

～共同住宅のみなさまへ～

■マンションやアパートなど共同住宅にお住まいのみなさまは、所有者や管理組合等が取りまとめて一括で申請するようお願いいたします。
取りまとめて工事をすることで、自己負担額が発生しない、または、軽減する可能性が高くなりますので、是非、ご検討ください。

3.　申請手続きの流れ

申請者が実施する項目　　申請者の代理で業者が実施できる項目
那覇市が実施する項目

防音工事希望届けの提出	那覇市役所環境保全課へ「希望届」を提出していただきます。
事前相談	提出された「希望届」を確認後、補助対象と確認できた方から順に市から希望者にご連絡します。
防音工事補助申込書の提出	申請者には必要書類を作成・準備していただき、市へ提出していただきます。
防音工事補助認定通知	審査合格後、市から申請者へ補助認定通知書を送付します。
設計書等の提出	防音工事補助認定通知後、申請者は設計監理業者を選択し、設計書等の作成を依頼してください。 設計書等の審査合格後、工事請負業者を選択し、設計書等の内容に従った工事見積書の作成を依頼してください。**(設計・工事ともに業者見積は複数社にご依頼ください。)**
設計書等の審査	**①1次審査：工法、仕様の審査** **(現況の仕様･規模･構造の確認、工法等の審査)** **②2次審査：図面、積算の審査** **(各種図面、設計書及び積算根拠等の審査)** **提出物に関しては【提出書類一覧】をご覧ください。**
補助額・自己負担額の通知	市から申請者に対し、補助額及び自己負担額通知書を送付します。
補助金交付申請書の提出	申請者から市へ、補助金交付申請書を提出していただきます。
補助金交付決定通知	審査合格後、市から申請者へ補助金交付決定通知書を送付します。
設計監理業者と契約 工事請負業者と契約	この段階までに申請者は設計監理業者等と契約を交わしていただきます。
工事着手･完了	工事は市の審査で合格した設計書等の内容に従って工事を進めてください。
工事実績書類の提出	申請者、設計監理業者、工事請負業者が必要書類を作成・準備し、市へ提出していただきます。
工事実績書類の審査	工事が設計書とおりに施工されているか、工事概要書等で審査します。
補助金交付確定通知	審査後、市から申請者に対し確定した補助金交付額を通知します。
請求書の提出	申請者から市へ請求書等を提出していただきます。
補助金の支払い	市から申請者に対し補助金の支払いを行います。

【提出書類一覧】

項目	チェック	提出書類
「防音工事希望届」 の作成･提出 （※電話受付も可）	□	防音工事希望届　※指定書式 ・補助対象及び希望年度などを確認します。
「防音工事補助申込書」 の作成･提出	□	防音工事補助申込書　※指定書式 ・建物構造、世帯人数、間取り図や工事を希望している部屋を確認する為に必要になります。 ・申込書および添付書類に必要な印鑑は全て実印になります。
	□	虚偽記載防止に係る確約書　※指定書式
	□	住民票謄本（1部） ・工事を実施する住所、世帯人数の証明の為に必要になります。
	□	印鑑登録証明書（1部） ・申請者が本人であることの証明の為に必要になります。なお、承諾者がいる場合、承諾者の印鑑登録証明書も必要となります。 ・印鑑登録証明書がない方に関しては、身分証明書の写し（運転免許証など顔写真付きは1枚、顔写真無しのものは2枚）に本人の印鑑を押して、那覇市環境保全課に提出してください。
	□	固定資産(評価)証明書（1部） ・家屋所有者、建築年月日の証明の為に必要になります。
		※下記の書面は必要な場合にご提出ください。
	□	造作物及び機器等に係る確約書　※指定書式 ・家屋所有者と実際に住んでいる者が異なる場合において必要になります。（家屋所有者ー借家人の場合）
	□	承諾書　※指定書式 ・1世帯に対し、複数の所有者がいる場合に必要になります。 ・印鑑は全て実印で、承諾者の印鑑登録証明書も必要となります。 ・家屋所有者が亡くなっており、所有者不在の場合も相続の権利がある全ての方の承諾が必要になります。
	□	改製原戸籍（1部） ・所有者不在の場合、相続の権利がある方を確認する為に必要となります。

【提出書類一覧】

項目	チェック	提出書類
「設計書等」の作成･提出 ①1次審査	□	**設計監理見積書** ・見積書の宛名は、申請者の氏名を記載してください。 ・申請者氏名および工事場所（住所）を記載してください。 ・見積金額は、税込金額を入力してください。 ・見積書は「複数社の見積書」が必要となります。 その内、最安値の見積書を採用します。
	□	**委任状（申請者ー設計監理業者用）**　※指定書式 ・申請者に代わり設計監理業者が設計業務を行う為に必要になります。 ・委任者(申請者)の印鑑は実印になります。
	□	**平面図（改修前、改修後）A3用紙** ・別紙 平面図記載例の内容に沿って作成してください。 なお、1枚で収まらない場合は複数枚に分けてもかまいません。 **①工事概要(工事名称、工事場所、階数、防火地域、工事室数)** **②面積,容積表** **③仕上表(改修前、改修後)** **【外部建具】** 室名、符号、種類(アルミや鋼製等)、遮音性能T、耐風圧性能S、 防火設備の有無、工法名(はつり工法など)。 **【ガラス】** 室名、符号、種類(6.8mm網入型板ガラスなど)、防火設備の有無。 **【居室用換気扇】** 室名、符号、種類(非熱交換型強制給排気など)、型式、 設置方法(壁掛型など)、能力(有効換気量や風量)、防火ダンパーの有無。 ※既存を交換する場合は、改修前の欄に種類と製造年を記載。 **【レンジ用換気扇】** 室名、符号、種類(浅型レンジフード60cmなど)、型式、能力(風量)、 防火ダンパーの有無。 ※既存を交換する場合は、改修前の欄に種類と製造年を記載。 **【外気取入装置】** 室名、符号、種類(レンジ用給気口など)、型式、開口径(φ150等など)、 防火ダンパーの有無。 ※既存を交換する場合は、改修前の欄に種類と製造年を記載。 **【冷暖房機】** 室名、符号、種類(3.6kw冷暖房機など)、型式。 ※既存を交換する場合は、改修前の欄にkw数と製造年を記載。 **④平面図(改修前)、平面図(改修後)** 室名、床面積、室容積を明記し、製品,機器類の設置箇所がわかる様に 作成する。

【提出書類一覧】

項目	チェック	提出書類
「設計書等」の作成･提出 ①1次審査	□	**製品,機器類のカタログ** ・仕上表(改修後)の製品,機器類のカタログを添付してください。 なお、カタログには使用する製品,機器類がわかる様にマークを付けて提出してください。 ・外部建具の製品については、原則遮音性能T-1の製品となります。 但し、はめ殺し窓など遮音性能T-2の製品しかないものに関しては、複数社のカタログを提出し、遮音性能T-2しかない事を証明できた場合に補助対象と認められます。 ・外部建具の耐風圧性能が適正であるか確認します。 その為、必要に応じて根拠となる資料や品質性能試験報告書を提出していただきます。
	□	**現況写真** ・仕上表(改修前)の製品,機器類の内容がわかる写真を提出してください。 なお、写真はどの場所のものかわかる様「室名」を記載してください。 ・居室用換気扇、レンジ用換気扇、冷暖房機に関しては、既存の機器が6年を超えている事が交換対象の条件となります。 その為、種類、kw数、製造年を調査した写真(ひき、アップ)を提出してください。 ※冷暖房機の現況写真は、室内機および室外機の設置状況がわかる写真を提出してください。 また、調査した結果、製造年不明な場合はメーカーや型式から製造年を調査してください。 なお、それでも製造年不明が場合は申請者への聞き取りを行い、写真の横に、製造年及びメーカーや型式が不明である事と申請者への聞き取り結果を記載して提出してください。 ・その他下記の写真を提出してください。 ①工事対象室の全景(工事対象室毎に) ②工事対象室の区切りが確認できる写真 (ドア、襖、カーテン等の間仕切りの有無が分かる写真) ③付帯工事(格子撤去・再設置など)を行う部分 ④既存分電盤 ⑤外部足場を必要とする箇所
	□	**理由書（工法）** ※指定書式 ・外部建具工事で内窓工法以外を採用する場合は、その理由を記載して提出してください。 ・印鑑は全て実印になります。

【提出書類一覧】

項目	チェック	提出書類
「設計書等」の作成･提出 ②2次審査	□	**工事内訳書** ・別紙 工事内訳書 作成要領の内容に沿って作成してください。
	□	**付近見取図** ・防音工事対象世帯の住所や位置を確認出来るものを提出してください。
	□	**建具図（改修後）A3用紙** ・下記の内容を図示及び文言を明記してください。 ①室名、建具符号、製品の名称、形状・寸法等 ②遮音性能T-○、耐風圧性能S-○、防火設備の有無 ③ガラスの種類 ④錠前、金物、網戸等 ⑤工法(はつり工法など) ⑥付帯工事(格子撤去・再設置など)
	□	**立面図** ・足場を設置する場合に必要となります。 設置する面毎に図示し、寸法及び計算式を記載してください。
	□	**設備電気平面図（改修後）A3用紙　※拾い図兼用** ・室名、床面積、室容積を明記し、機器類の設置箇所がわかる様に作成してください。 ・下記の内容を図示及び文言を明記してください。 ①居室用換気扇：種類(非熱交換型強制給排気など)、設置方法(壁掛型など) 能力(有効換気量や風量)、防火ダンパーの有無。 ②レンジ用換気扇：種類(浅型レンジフード60cmなど)、能力(風量) 防火ダンパーの有無。 ③外気取入装置：種類(レンジ用給気口など)、開口径(φ150等など) 防火ダンパーの有無。 ④冷暖房機(室内機)：種類(3.6kw冷暖房機など) 冷暖房機(室外機)：種類(3.6kw冷暖房機など)、 室外機用架台(壁掛けアングルなど)、 冷媒管長さ、各種化粧カバーの長さ。 なお、冷媒管はルートを図示し、化粧カバーは設置する部分や位置を明記してください。 ⑤分電盤：種類(増設分岐回路 ELB1回路 2P20A×1 100Vなど) なお、既存分電盤位置も図示してください。 ⑥電気配線、モール：種類(VVF1.6×2Cやモール1号など)、長さ。 なお、電気配線はルートを図示し、モールは設置する部分を明記してください。 ⑦コンセント類：種類(露出シングル2P-15A-125Vなど)、個数。 ⑧壁貫通：位置を図示し、構造(RCなど)、径(φ100など)、 壁厚(壁厚150など)を明記してください。

【提出書類一覧】

項目	チェック	提出書類
「設計書等」の作成･提出 ②2次審査	□	**展開図（改修前、改修後）A3用紙** ・平面図（改修前、改修後）及び設備電気平面図（改修後）の内容を図示、明記して作成してください。 ・電気配線など長さに係るものは、寸法も明記してください。 ・冷暖房室外機や冷媒管・化粧カバーなど外部に設置するものに関しても図示し、寸法も明記してください。
	□	**数量積算書(建築)** ・図面、工事内訳書の数量と整合する様作成してください。
	□	**数量積算書(設備電気)** ・図面、工事内訳書の数量と整合する様作成してください。
「設計書等」の作成･提出 ③工事見積書作成・提出	□	**工事見積書** ・見積書の宛名は、申請者の氏名を記載してください。 ・申請者氏名および工事場所（住所）を記載してください。 ・設計書審査で合格した工事内訳書の内容に則して、見積書を作成・提出してください。 ・見積金額は、税込金額を入力してください。 ・見積書は「複数社の見積書」が必要となります。その内、最安値の見積書を採用します。 ・提出された見積書をもとに、那覇市が補助額・住民負担額の按分を行い、結果を申請者へ通知します。

【提出書類一覧】

項目	チェック	提出書類
「補助金交付申請書」 の作成･提出	☐	**補助金交付申請書**　※指定書式 ・対象者欄は、申請者の氏名を記載してください。 ・申請書および添付書類に必要な印鑑は全て実印になります。
	☐	**工事工程表** ・工事期間を工事種別毎に記載し、作成してください。 ・工事完了、実績書類が期限内に完了できるかを確認します。
		※下記の書面は必要な場合にご提出ください。
	☐	**委任状（申請者と設計監理業者用）**　※指定書式 ・那覇市から直接設計監理業者に補助金を支払う場合に必要となります。 ・別紙 記載例を参照してください。
	☐	**委任状（申請者と工事請負業者用）**　※指定書式 ・那覇市から直接工事請負業者に補助金を支払う場合に必要となります。 ・別紙 記載例を参照してください。
「工事着手･完了」 ※補助金交付決定後	☐	**設計監理委託契約書（写し）** ・申請者と設計監理業者が契約している事を確認します。
	☐	**工事請負契約書（写し）** ・申請者と工事請負業者が契約している事を確認します。
	☐	**防音工事着手届**　※指定書式 ・別紙 記載例を参照してください。
	☐	**防音工事完了届**　※指定書式 ・別紙 記載例を参照してください。
		※下記の書面は必要な場合にご提出ください。
	☐	**遂行状況報告書**　※指定書式 ・工事に着手した後に工期を延長し、12月31日を越えると見込まれる場合、出来高や進捗状況などを記載し提出していただきます。
	☐	**防音工事補助金交付取下げ申請書**　※指定書式 ・申請者が補助金交付決定通知を取下げる場合に必要になります。
	☐	**防音工事補助事業計画変更申請書**　※指定書式 ・工事内容等を変更する場合に必要になります。

【提出書類一覧】

項目	チェック	提出書類
「工事実績書類」 の作成･提出	□	**工事実績報告書**　※指定書式 ・別紙 記載例を参照してください。
	□	**補助事業完成調書**　※指定書式 ・別紙 記載例を参照してください。
	□	**工事概要書**　※指定書式 ・別紙 記載例を参照してください。
	□	**機器取付証明書**　※指定書式 ・取付した機器(居室用換気扇、レンジ用換気扇、外気取入装置、 冷暖房機)を全て記載してください。 ・別紙 記載例を参照してください。
	□	**各種納品書及び保証書（写し）** ・工事名称、工事場所が特定できるように作成してください。 ・納品書及び保証書は、原則各世帯毎に提出してください。 してください。 ・保証書の宛名は、申請者名を記載してください。 **【納品書提出項目】** ①外部建具：建具符号、製品名、寸法、数量、遮音性能T、耐風圧性能S 防火設備の有無がわかるもの。 ②ガラス：製品名、厚み、数量(m2)がわかるもの。 ③居室用換気扇、レンジ用換気扇、外気取入装置： メーカー名、製品名、型式、数量がわかるもの。 ④冷暖房機： メーカー名、製品名、型式、数量がわかるもの。 **【保証書提出項目】** ①居室用換気扇、レンジ用換気扇 メーカー名、製品名、型式、数量、保証期間がわかるもの。 ②冷暖房機 メーカー名、製品名、型式、数量、保証期間がわかるもの。 ※1 納品書及び保証書は、原則設計書で提出した製品や機器類と同じで なければいけません。 但し、やむを得ない理由などで製品や機器類が変更となった場合は、 変更した製品や機器類のカタログを提出してください。 ※2 設計書で提出した製品や機器類よりも、実際設置した製品や機器類の 性能等が下がった場合、設計変更となり設計書を再提出していただく と共に、補助額・自己負担額も変更になりますのでご注意ください。 例：冷暖房機 設計:2.5kw冷暖房機、実施::2.2kw冷暖房機の場合 上記の場合、本来なら2.2kw冷暖房機の単価で設計しなければ ならないところを、2.5kw冷暖房機の単価で設計している為 設計変更となり設計書を再提出していただくと共に、 補助額・自己負担額も変更になります。

【提出書類一覧】

項目	チェック	提出書類
「工事実績書類」 の作成･提出	□	**家電リサイクル券（写し）** ・冷暖房機及び室外機処分の場合に必要となります。
	□	**マニフェスト A、E票（写し）** ・産業廃棄物処分が発生する場合に必要となります。 ・産業廃棄物運搬は、産業廃棄物収集運搬許可を受けた業者です。 （但し、排出事業者が直接運搬する場合を除く） ・産業廃棄物処分は、産業廃棄物処分許可を受けた業者です。
	□	**工事写真**　※表紙のみ指定書式 ・工事施工者の欄には、申請者との契約した工事請負業者を記載してください。 ・別紙 写真撮影及び整理の留意点を参照してください。
		※下記の書面は必要な場合にご提出ください。
	□	**変更等報告書**　※指定書式 ・減額項目が生じた場合に提出していただきます。 また、工事写真で確認出来ない項目に関しても提出を求める場合がありますので、ご注意ください。 ※ 変更等報告書の増減表にて減額となった場合、設計変更となり設計書を再提出していただくと共に、補助額・自己負担額も変更になりますのでご注意ください。
「請求書」の提出	□	**口座振込依頼書**　※指定書式 ・申請者に補助金を支払う場合に必要となります。 ・別紙 記載例を参照してください。
	□	**通帳（写し）** ・口座振込依頼書の内容確認の為に必要になります。 ・金融機関名、預金種目、口座番号、口座名義がわかる通帳の写しを提出してください。
	□	**請求書**　※指定書式 ・別紙 記載例を参照してください。
		※下記の書面は必要な場合にご提出ください。
	□	**請求書（設計監理業者用）**　※指定書式 ・那覇市から直接設計監理業者に補助金を支払う場合に必要となります。 ・別紙 記載例を参照してください。
	□	**請求書（工事請負業者用）**　※指定書式 ・那覇市から直接工事請負業者に補助金を支払う場合に必要となります。 ・別紙 記載例を参照してください。

４　補助限度額及び自己負担額について

下記の表のとおり限度額が設けられていますので、それを超えた金額は自己負担となります。また、ご本人の都合で材料等をグレードアップするための費用についても自己負担となります。なお、防音サッシの取付工事の工法によっては自己負担額が発生しない、または軽減する可能性がありますので、「1.外部建具工事」の「工法の紹介」も参考にしてください。

【設計監理費】　※令和８年度の額を記載しています。　（単位：円）

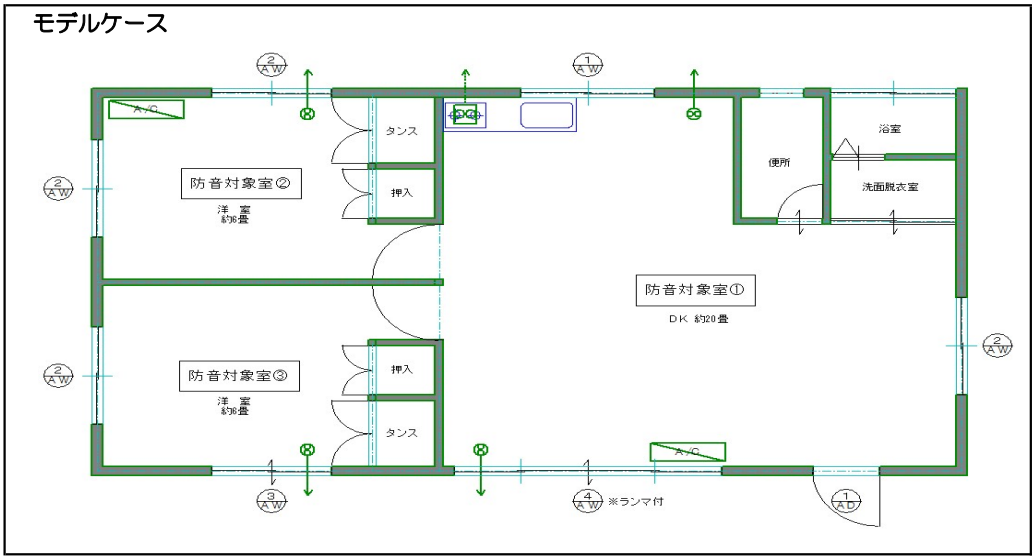
様式	1室工事	2室工事	3室工事	4室工事	5室工事
木造一般住宅	506,000	539,000	581,000	633,000	666,000
ＲＣ一般住宅	480,000	513,000	555,000	608,000	641,000

※集合住宅において複数戸を一括して設計する場合、設計費の低減を行う為、上記金額とは異なります。

【工事費】　※令和８年度の額を記載しています。　（単位：円）

様式	1室工事	2室工事	3室工事	4室工事	5室工事
木造一般住宅	2,068,500	2,793,000	4,032,000	4,462,500	5,145,000
ＲＣ一般住宅	1,701,000	2,299,500	3,265,500	3,538,500	4,063,500

モデルケース



ー物件概要ー

構造：鉄筋コンクリート造（平屋建て）　　居住人数：３人

ー工事概要ー

◎防音工事室数：３室

◎アルミサッシ数：【掃出し・高窓】→７か所【玄関ドア】→１か所（区画された玄関の場合は補助対象外）

◎換気扇：【レンジフード】→1か所　【一般】→３か所

◎エアコン：２台　　※スリーブ、コンセントなし

①防音サッシ工事（内窓工法）

工事費内訳	金　額
工事金額	約190万円
自己負担額	0円

②防音サッシ工事（はつり工法）

工事費内訳	金　額
工事金額	約260万円
自己負担額	0円

自己負担額が発生するのは下記の場合です。

■工事見積書の金額が、国が別途定める補助限度額を超過した場合。

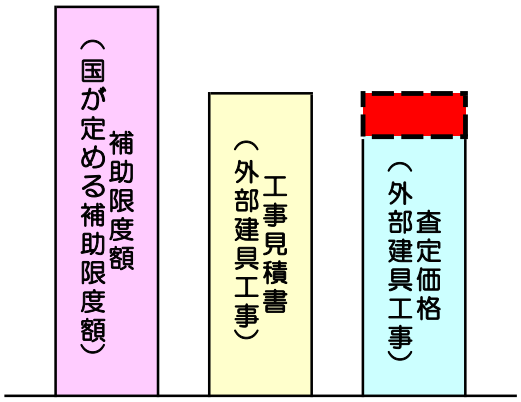
■各工種における工事見積書の金額が、査定価格を超えた場合。
なお、査定価格とは「外部建具工事」「換気設備工事」「冷暖房設備工事」の各項目ごとに設定している補助限度額のことです。

例：RC一般住宅、1室工事、外部建具工事のみ
実施した場合

・工事見積書が仮に800,000円とします。
・外部建具工事の査定価格が仮に700,000円とします。

この場合、国が定める補助限度額＞工事見積書なので自己負担が発生しないと考えられますが、外部建具工事などの項目ごとに査定価格が設けられています。

よって、右図の赤色で示している部分
「工事見積書－査定価格＝100,000円」が
自己負担額となります。



■各工種における標準仕様以外の内容で工事を実施する場合。

■申請者の都合で、材料や機器等をグレードアップする場合。

5.　設計監理業者及び工事請負業者の選定

■設計監理業者及び工事請負業者については、申請者において本市の建設業者格付名簿に登録されている市内の業者から選定していただきます。
それぞれの業者名簿一覧を那覇市ホームページに掲載しています。
下記のＵＲＬからご覧ください。

ＵＲＬ　https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/life/1002061/1011769/1002044.html

なお、これ以外の業者を選定する場合、事前に市長の承認が必要となります。

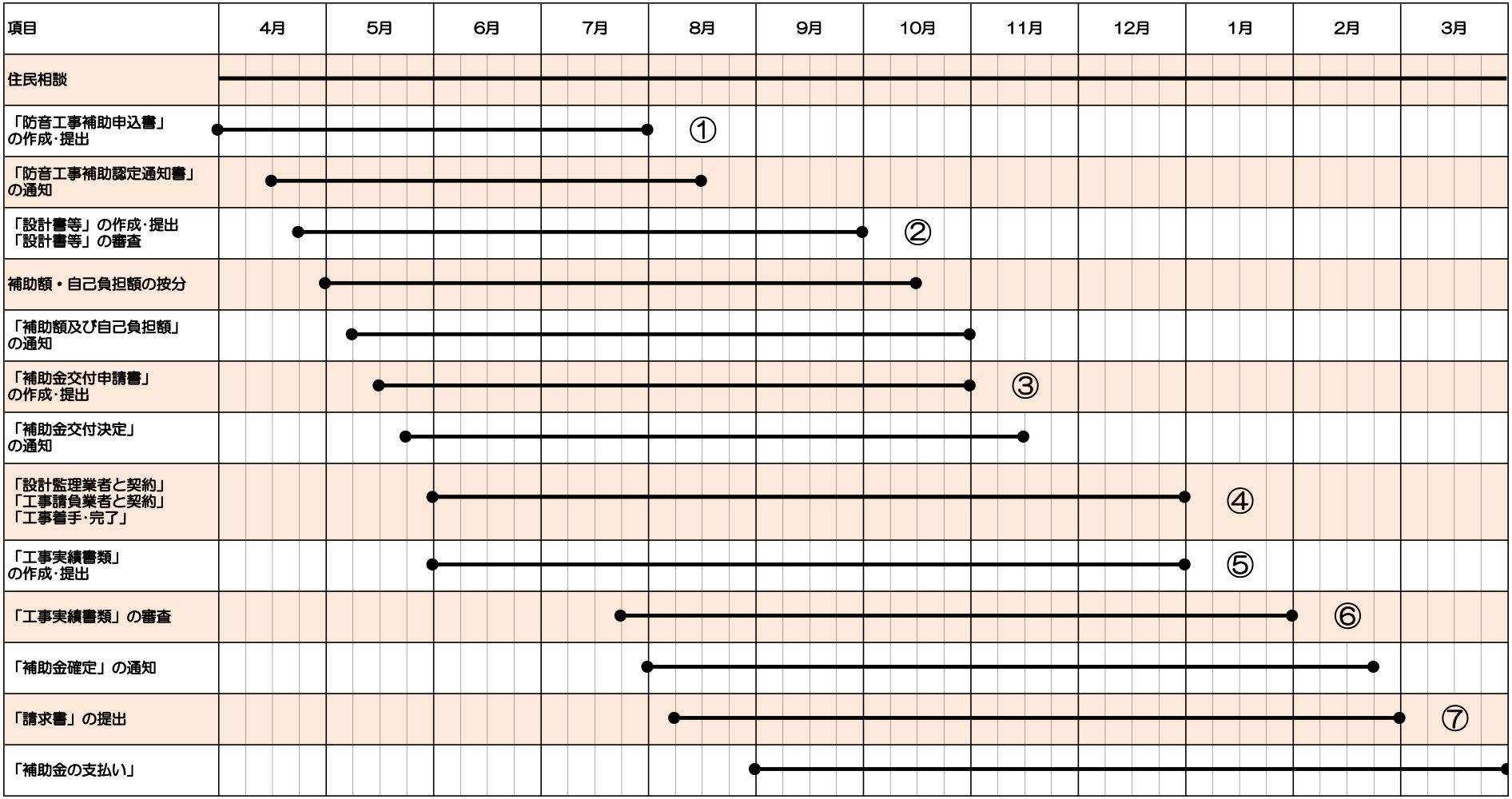
■補助事業の公正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、設計監理業者及び工事請負業者は、それぞれ別の業者と契約を結んでいただくことになります。

■設計監理委託、工事請負それぞれの契約に際しては、複数の業者から見積書を徴収したうえで、契約を締結してください。

■契約締結に際しては、設計監理業者及び工事請負業者が、契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない旨を明記した契約書を作成して下さい。

■各業者との契約は、工事の着手前までに行ってください。

住宅防音工事 事業予定スケジュール



～申請者の皆様へ～

上記事業スケジュールの項目毎に以下のとおり期限がありますのでご確認ください。

①「防音工事補助申込書」の提出期限：7月末

②「設計書等」の審査合格期限：9月末

③「補助金交付申請書」の提出期限：10月末

④「工事完了」の期限：12月末

⑤「工事実績書類」の提出期限：12月末

⑥「工事実績書類」の審査合格期限：1月末

⑦「請求書」の提出期限：2月末